

平成29年度施策要望事項(防災)

No	要望項目	要望理由	団体	回答	関係課
1	やまなし障害者プラン2015について	プランのP32の「防災対策推進」No40～54の項目に関わる取り組み状況について報告願いたい。 また、No2以降の要望項目について、関連する内容であれば合わせて願いたい。	山梨県障害者福祉協会	【別紙1】	福祉保健総務課 防災危機管理課 砂防課
2	緊急避難時での相談支援体制について	被災後は地域住民等が離散するなどして、従前の障害者に関わる相談員の体制も崩壊し、加えて、有事ゆえに行政サービスもままならないことから、被災後の障害者は、生活において困窮を極めたことが東日本大地震後に問題となった。 被災後にも対応出来る緊急時での相談体制の構築を願いたい。	山梨県障害者福祉協会	福祉避難所の確保・運営ガイドライン(H28.4内閣府)では、市町村は、被災後に福祉避難所を開設した場合、要配慮者に対して生活支援や心のケア、相談等を行う上で専門的な知識を有する「生活相談員」等を配置するとしています。 また、県地域防災計画においても、市町村は福祉避難所ごとの相談員を設置する旨が規定されています。 このため、生活相談員等の設置について、関係課と連携しながら引き続き市町村への啓発に努めます。	
3	食料の支援物資について	障害者向けに関わらず、食料の支援物資については、非常時ゆえに一層アレルギー表示についての対策を願いたい。	山梨県障害者福祉協会	備蓄食糧の製造業者などに対して、今後、なお一層の適正表示を指導してまいります。	消費生活安全課
4	障害者に関わる防災対策について	防災対策では、地域防災計画において要援護者の現状を詳細に把握した記録内容を、地域の民生委員及び自治会長に情報開示するほか、後任者へ引継ぎにも活かすよう万全を期すことが重要である。 そのため、このことが災害時の初期対応及び二次対応等に活かせるよう、地域の要援護者・支援者も参加した防災訓練を昼夜の2パターンにわたり実施すべきである。	山梨県身体障害者連合福祉会 山梨県視覚障がい者福祉協会 山梨県手をつなぐ育成会 山梨県身体障害者相談員等連絡協議会	県では県社会福祉協議会と連携し、年1回市町村の災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所設置訓練を支援しています。 市町村から昼夜別の訓練を行う等、具体的な要望があれば対応を検討したいと考えます。	福祉保健総務課

平成29年度施策要望事項(防災)

No	要望項目	要望理由	団体	回答	関係課
5	災害時の避難所(福祉避難所も含め)について	<p>災害時の避難所には様々な障害者を含む要配慮者が避難するが、東日本大震災においては、その避難所・福祉避難所の中で避難者間の様々な問題が生じ、避難所を避け自宅・車に避難する障害者も多く、それが被害を大きくしたとも聞いている。</p> <p>知的障害者にとっては、不慣れな環境や場所に適応は難しく、災害時の張り詰めた雰囲気には敏感に反応して不安になり、大声を叫んだり、理解しづらい行動をとるため、避難所・福祉避難所には区切られたスペースが欠かせない。</p> <p>また、視覚障害者としては、避難所・福祉避難所での物資配給ゾーン、トイレなどへの動線が確保されていないと行動が困難であり、被災にかかわる情報も紙ベースでは入手できない。</p> <p>このように、一例ではあるが、障害には、身体、知的、視覚(盲導犬の対応も含め)、精神など、その様態で様々な事情を抱えるため、災害時に一様な環境で避難生活をするのは困難であり、このことは、東日本大地震・熊本地震災害でも報告されている。このため、障害者種別に柔軟に対応できる避難所・福祉避難所の設置・運営をお願いしたい。</p> <p>また、避難所の設置及び運営には、健常者のためにも、きめの細かい計画が必須であるが、県・市町村では、東日本大地震での避難所や障害者の避難状況などを調査したのか。実施済みなら、その結果と検討結果、それに基づいて如何に避難所・福祉避難所等の対策を計画されているのか、情報提供していただきたい。</p> <p>さらに、被災後の仮設住宅の仕様についても、避難所・福祉避難所と同様の観点が必要であり、加えて、そこからの移動手段・支援の検討も重要である。</p> <p>よって、避難所・福祉避難所・仮設住宅の計画・運営(備品・設備等を含め)については、障害者・家族・支援者も参画させて欲しい。</p>	<p>山梨県身体障害者連合福祉会</p> <p>山梨県視覚障がい者福祉協会</p> <p>山梨県手をつなぐ育成会</p> <p>山梨県身体障害者相談員等連絡協議会</p>	<p>福祉避難所の確保・運営ガイドライン(H28.4内閣府)では、市町村は、福祉避難所の指定の際、要配慮者の特性を踏まえた空間やバリアフリーが確保されているなどの要件を考慮していることから、関係課と連携しながら、市町村への啓発に努めます。</p> <p>県では、熊本地震を受け、市町村における避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進する予定です。また、内閣府においては、東日本大震災を受け、平成27年3月に「避難所運営等に関する実態調査」を行い、報告書として取りまとめ、平成28年4月に「避難所運営ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を作成しています。なお、市町村における避難所ごとの運営マニュアルの作成には、障害者をはじめ多様な主体の参画を求めよう、市町村に周知してまいります。</p> <p>仮設住宅については、平成24年に国土交通省が取りまとめた「応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめ」において、市町村は、福祉仮設住宅の建設に当たって平常時から地域の福祉関係者と連携し、意見を聞いておくとしていることから、関係課と連携し、市町村への啓発に努めます。</p>	<p>防災危機管理課</p> <p>建築住宅課</p>
6	歩行困難な障害者への防災対策について	<p>有事の際には、歩行困難な障害者は迅速な避難は容易ではない。そのため、家屋の耐震性や室内での防護対策が必要であるが、そのための研修会や防災訓練等の実施をお願いしたい。</p>	山梨県身体障害者連合福祉会	<p>福祉避難所の確保・運営ガイドライン(H28.4内閣府)では、市町村は、行政職員、地域住民、要配慮者、社会福祉施設等関係者が参加する実践型の訓練を実施するとしていますので、耐震化に関する研修会も含めて、関係課と連携しながら引き続き市町村への啓発に努めます。</p>	<p>防災危機管理課</p> <p>建築住宅課</p>
7	避難マップについて	<p>避難所の位置については、甲府市の場合、広報等で承知しているが、できれば災害時における避難所・危険区域など基本的情報を記載した避難マップなどを障害者・支援者に配布して欲しい。</p> <p>また、県内の他市町村のこの取り組みについて情報開示をお願いしたい。</p>	山梨県身体障害者連合福祉会	<p>福祉避難所の確保・運営ガイドライン(H28.4内閣府)では、市町村は、あらゆる媒体を活用して福祉避難所に関する情報を広く住民に周知するとしています。</p> <p>このため、防災マップや避難所一覧などを作成し、ホームページに掲載するなど、避難所の基本情報等の周知について、関係課と連携し、市町村への啓発に努めます。</p>	防災危機管理課

平成29年度施策要望事項(防災)

No	要望項目	要望理由	団体	回答	関係課
8	避難所を利用できない障害者への対応について	避難所に適応できないため、自宅や車中に避難する障害者・家族がいる。その避難者には、配給や給水などの災害支援に関する情報が届きにくく事態を一層深刻にさせる。 しかし、その解決をするにも、家族、支援者が障害者を置いて単独行動もできないため、そのような事態を想定した防災対策、防災訓練をお願いしたい。	山梨県手をつなぐ育成会	福祉避難所の確保・運営ガイドライン(H28.4内閣府)では、市町村は、行政職員、地域住民、要配慮者、社会福祉施設等関係者が参加する実践型の訓練を実施するとしています。 また、県地域防災計画でも、市町村は避難支援者が障害者等を非難誘導する防災訓練を反復実施するとしていることから、考えうる様々な災害や被害等を想定した防災訓練の実施について、関係課と連携しながら引き続き市町村への啓発に努めます。	防災危機管理課
9	各市町村の福祉避難所一覧を閲覧できる媒体について	視覚障がい者は、見え方も様々で、災害に関わる情報を得る媒体も多様のため、その情報提供においては、点字をはじめ弱視が読めるような拡大文字の墨字印刷物やホームページ等の作成をお願いしたい。	山梨県視覚障がい者福祉協会	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(H25.8内閣府)では、市町村は、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこととしています。 関係課と連携しながら市町村への啓発に努めるとともに、県からの情報提供についても、配慮に努めます。	防災危機管理課
10	災害時での「個人情報保護法」への対応について	災害時での救出・支援等において、それを必要としている障害者の情報が「個人情報保護法」のもとに、行政からNPOなどの支援団体に提供されないため、初動期の安否確認や生活支援の障壁となったことが東日本大地震の支援活動から報告されている。 このため、有事での迅速な対応を可能にするため、事前の情報公開をはじめ、東日本大地震では、一部の自治体が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の第5条1項に基づき障害者手帳保有者の名簿を開示したそうであるが、県内各市町村もこれを事前に検討してもらいたい。 また、有事に備え地域の障害者と交流を図るため、各自治体での各種イベントの企画にあっては障害者の社会参加を促す創意工夫をお願いしたい。	山梨県身体障害者相談員等連絡協議会	平成25年の災害対策基本法の改正において、 市町村は避難行動要支援者名簿を作成する義務があること 避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から消防機関等に情報提供できること 非常時は、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず情報提供できること 市町村は、名簿情報の漏洩の防止のため必要な措置を講ずることなどについて規定されました。このことから、関係課と連携しながら、市町村への啓発に努めます。 また、地域住民と障害者の交流を促進するため、各市町村の創意工夫により障害者が積極的に参加できるイベントなどが実施されるよう啓発に努めます。	防災危機管理課
11	喉頭摘出者に対する災害時での医療体制について	喉頭摘出者の言葉の伝え方は、1. 食道発声 2. EL(電気式喉頭器) 3. シェント法であるが、この内、2のELを災害時に持ち出せなかった場合と3の食道と気管の間に留置したシリコン製の器具や呼吸をするため気管に開けた穴を保護するカセットとそれに付随するカバーの1~2日の定期交換への対策を講じてもらいたい。 また、山梨大学附属病院(同病院のみが手術が可能)など耳鼻科を設置している医療機関・メーカーなどを含めて、これらへの課題、受け入れ体制及び医療器具の提供等について連携した対応策の検討をお願いしたい。	山梨県喉頭摘出者福祉会	山梨県大規模災害時医療救護マニュアルにおいて、喉頭摘出者に対する個別具体的な災害時の医療提供体制の整備について定めはありませんが、非常時においてどのような体制を整備すべきか、関係課と検討してまいります。	医務課
12	喉頭摘出者への救急隊員や医療関係者の対応について	喉頭摘出者の人工呼吸は、気管に空いている穴でおこなうので、この周知をお願いしたい。	山梨県喉頭摘出者福祉会	関係課と連携し、県内消防本部に対して周知、徹底を図ってまいります。	消防保安課

平成29年度施策要望事項(防災)

No	要望項目	要望理由	団体	回答	関係課
13	地域における障害児者(児)に対する理解について	有事における迅速な対応を可能にするため、民生委員をはじめ自治会などの役員の方々に障害に対する専門的な研修、情報提供、啓発を行っていただきたい。	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	民生委員に対する研修などの機会を捉えて適切な研修を行うよう働きかけを行います。 また、広く県民に対しては、「防災の心構え」をテーマとした県政出張講座を実施しており、平成27年度は24回の講座を実施するなど、県民の防災意識の高揚のため広く啓発を進めています。	福祉保健総務課 防災危機管理課
14	障害者(児)の防災グッズチェックリストについて	有事の際に、本人のみならず、支援者の適切な行動に役立つよう防災対策に関わる必要物品を取りまとめたチェックリストを作成して欲しい。	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	消防庁では、災害時の基本的な持ち出し品のチェックシートを公表しております。 アドレス http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/too/tool.html また、県においても、チェックリストが掲載された各種パンフレットを作成しています。 アドレス http://bosai.pref.yamanashi.jp/kanren/index.php?cat=14	防災危機管理課
15	有事の際のバス輸送について	富士山噴火時では、富士北麓地域で約84,000人の避難者が想定されているが、車を所有していない。また、運転もままならない三障害者に関わる避難輸送に関するバス計画を立案してもらいたい。	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	富士山噴火対策は、国、関係県、関係市町村及び関係機関で組織する富士山火山防災対策協議会により、富士山火山広域避難計画の策定を行っております。 計画においては、自家用車等による避難を基本としていますが、車を所有していない、運転がままならない人の円滑な避難は重要事項であるので、バス等による避難者の輸送についても、市町村と連携して検討してまいります。	防災危機管理課
16	市町村の境界付近に居住している障害者の避難所について	災害時に障害者が居住する市町村内の避難所に交通網の遮断により身を寄せられない場合は、隣接する市町村の避難所も活用できるよう自治体相互の連携を密にしていきたい。	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	東日本大震災を踏まえた災害対策基本法の改正において、市町村長は、同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在の必要があるときは、被災住民の受入れについて、他の市町村長に協議することができるという規定が追加されました。 県では、これらを踏まえ、関係市町村との調整を適切に行うなど、大規模災害時に市町村域を超えた円滑な避難が実施できるよう努めてまいります。	防災危機管理課
17	薬の供給体制について	有事の際において、常用している薬などを処方出来る臨時的な薬局等の設置について検討願いたい。	山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	災害時は、傷病者の対応のため、臨時的な薬局ではなく救護所が設けられます。そこで応急的な医薬品の提供を行うことが想定されていますが、救護所に無い医薬品は、地区対策本部を通じて県対策本部に要請され、手配されます。 救護所において日頃診療していない医師から薬を処方してもらう場合や、受診が困難として薬局から販売を受ける場合にあっては、患者がお薬手帳を常に携帯するなど、どのような薬を日頃処方されているかがわからないと対応できません。お薬手帳を常備していただくことを想定しています。 また、かかりつけ薬局では、災害発生時後、医薬品が不足すれば、薬局間の連携及び地区対策本部を通じて医薬品の要請を行うなど、必要な薬品の調達等について対応されます。	衛生薬務課

平成29年度施策要望事項(防災)

No	要望項目	要望理由	団体	回答	関係課
18	透析患者への対応について	災害時に透析患者の第一の心配事は安全な環境で透析治療が出来るか否かである。 よって、そのための避難所の確保、医療機関と連携による迅速な手配が可能な体制作りと、このことを地域医療構想へ反映をしていただきたい。	山梨県腎臓病協議会	地域医療構想は、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年を見据え、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供する体制の整備に向け、構想区域における機能区分ごとの必要病床数や医療需要を定めたものであるため、災害時の医療提供体制を反映することは困難であります。 しかしながら、災害時における透析患者を支援するため、平時において透析患者情報を関係機関である県・市町村、透析医療機関、県透析医会・医学会で共有する仕組みを整備しており、避難所の確保、医療機関との連携等は関係各課との連絡調整が必要なため、庁内での連携を図りながら検討してまいります。	医務課 健康増進課
19	県・市町村・障害者団体の合同会議の開催について	今回の要望状況を踏まえ、県・市町村の防災担当者と障害者団体が防災対策について意見交換する合同会議を開催して欲しい。	山梨県障害者福祉協会	県・市町村の防災担当と障害者団体が防災対策について意見交換を行う場について、平成29年度の開催に向け、関係課と調整を進めてまいります。	防災危機管理課